

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成28年9月29日 23時00分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市両津港 両津港北防波堤灯台から真方位284° 250m付近 （概位 北緯38° 04.9′ 東経138° 26.8′）
事故の概要	漁船保栄丸は、航行中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	平成28年10月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 保栄丸、14.89トン HK2-23506（漁船登録番号）、個人所有 第212-7809号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	球状船首部が圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、いか釣り漁の操業を終え、両津港に向けて自動操舵で航行中、船長が、操船を交代する場所に到達したら起こすよう甲板員に指示して操舵室内で仮眠をとり、甲板員が単独で操船を行いながら航行していた。</p> <p>本船は、船長が指示した場所に至ったが、甲板員が、両津港に向けて針路を変更し、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて見張りを続けていたところ、居眠りに陥り、両津港北防波堤の北側に設置された消波ブロックに衝突した。</p> <p>本船は、本事故当時、両津港を基地として片道約6時間掛かる漁場で約12時間操業し、帰港後、水揚げ及び操業準備を行って直ちに出港することを2日間連続して行っており、船長及び甲板員は航行中に操船を交代して休息をとっていた。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で航行中、単独で見張りを行っていた甲板員が居眠りに陥ったことから、両津港北防波堤の北側に設置された消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、自動操舵で航行したこと、操業による疲労が蓄積したこと、及び背もたれの付いた椅子に腰を掛けて見張りを行っていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵で航行中、単独で見張りを行っていた甲板員が居眠りに陥ったため、両津港北防波堤の北側に設置された消波ブロックに衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操船中に眠気を感じた場合は、楽な姿勢で見張りを続けず、椅子から立ち上がるなどの居眠り運航を防止する措置を採ること。